

## 審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の5第2項
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたの所在地を管轄する警察署の交通課の窓口に出してください。
問 い 合 わ せ 先：別紙のとおり各警察署交通課
備 考：

## 別紙

関係所属所在地一覧表

所属名	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076)-222-0110
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町2丁目15番1号	(076)-253-0110
金沢西警察署	交通第一課	金沢市金石本町イ1番地1	(076)-266-0110
大聖寺警察署	交通課	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	(0761)-72-0110
小松警察署	交通課	小松市上小松町乙163番地1	(0761)-22-0110
能美警察署	交通課	能美市三道山町チ28番地	(0761)-57-0110
白山警察署	交通第一課	白山市倉光九丁目11番地1	(076)-216-0110
鶴来庁舎		白山市月橋町644番地	(076)-272-1161
津幡警察署	交通課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076)-289-0110
羽咋警察署	交通課	羽咋市旭町ユ20番地4	(0767)-22-0110
七尾警察署	交通課	七尾市藤橋町亥部45番地1	(0767)-53-0110
輪島警察署	交通課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768)-22-0110
穴水庁舎		鳳珠郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768)-52-0110
珠洲警察署	交通課	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1	(0768)-82-0110
能登庁舎		鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地	(0768)-62-1334